

令和6年能登半島地震で被災した被保険者等の皆さまへ

このたびの令和6年能登半島地震で被災された皆さま方に心からお見舞い申し上げます。

当組合では、下記のとおりのお取り扱いを行うことといたしましたのでお知らせいたします。

## 記

### 1. 特例措置の対象者

次の（1）及び（2）のいずれにも該当する方です。

- （1）令和6年能登半島地震にかかる災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に住所を有する当組合の被保険者又は被扶養者（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した者も含む。）
- （2）令和6年能登半島地震により、次のいずれかの申し立てをした方
  - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

### 2. 特例措置の内容

- （1）医療機関等の窓口における一部負担金等の支払いの猶予について

被保険者証を提示し、上記（2）に該当する旨を申し立てることによって、当面、令和6年4月末までは、医療機関等の窓口で一部負担金等を支払わずに、医療機関等で受診することができます。（入院時の食事、生活療養の自己負担は支払が必要です。）

被保険者証がない場合には、当組合の名称、氏名、生年月日、住所、連絡先及び被保険者の勤務する事業所名を申し出てください。

※一部負担金等のその後の取扱い

窓口で支払わなかった一部負担金等については、令和6年1月以降、当組合が医療機関等に代わり被保険者から直接徴収する、又は当組合が一部負担金を減免する取扱いとなりますが、その取扱いについては、決まり次第当組合ホームページでお知らせいたします。

(2) 任意継続被保険者及び特例退職被保険者の方で、保険料を納付期限までに納付することが困難な方は、当組合資格課(03-3574-8217)へお問い合わせください。

※災害救助法の適用地域はこちら

([http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html))